

新旧対照表（業務要求水準書）

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
						横浜市下水道局北部汚泥処理センター 消化ガス発電設備整備事業	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業
						平成 16 年 7 月	平成 19 年 11 月
						下水道局	環境創造局
						建設部	環境施設部
						汚泥処理センター	汚泥資源化センター
						下水処理場	水再生センター
						ge-gaspfi@city.yokohama.jp	ks-gaspfi@city.yokohama.jp
						http://www.city.yokohama.jp/me/cplan/mizu/	http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoku/gesui/pfi/syoukagas/index.html
1	第 1	1				P F I 事業者は、...全体施設の...	P F I 事業者は、...発電設備等及びガス発電機棟の必要部分（以下「全体施設」、「必要部分」の定義は第 3 1 (1)を参照）の...
1	第 1	2	(1)	ア		<p>< 5号焼却炉の消化ガス使用予定量 ></p> <p>c 焼却炉稼働計画：5号焼却炉稼働(19年度より)、1号焼却炉、2号焼却炉の休止・解体(18年度まで稼働)</p> <p>d 5号焼却炉の前提：利用開始予定 平成19年4月1日</p> <p>~</p> <p>日計画使用量 3,120Nm³/日 日最大使用量 7,000Nm³/日 5号焼却炉稼働率 292日/年 (80%)</p> <p>e その他：1・2号焼却炉休止・解体に伴う消化ガス使用量減少を折り込むこと。</p>	<p>< 焼却炉の運用状況と消化ガス使用量 ></p> <p>c 焼却炉稼働状況</p> <p>3～5号焼却炉 運転中</p> <p>2号焼却炉 5号焼却炉運転休止時にバックアップとして稼働</p> <p>d 5号炉運転による消化ガス使用量の変動</p> <p>2号焼却炉と5号焼却炉の使用ガス量は概ね同等と見なし、消化ガス供給量を想定すること。</p>

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
2	第1	2	(1)	イ		メタン：58～60%（平均 季節変動等あり） 炭酸ガス：35～38%（平均 季節変動等あり） その他：2～5%（平均 季節変動等あり）	メタン：58～62%（平均 季節変動等あり） 炭酸ガス：36～39%（平均 季節変動等あり） その他：1～6%（平均 季節変動等あり）
2	第1	2	(1)	ウ	(ア)	想定日最大使用量 4万9千 Nm ³ /日（30日間継続時 147万 Nm ³ /月）	想定日最大使用量 5万3千 Nm ³ /日（30日間継続時 159万 Nm ³ /月）
2	第1	2	(1)	ウ	(ア)	平成15年4月1日～平成16年3月31日の1年間...	平成18年4月1日～平成19年3月31日の1年間...
2	第1	2	(1)	ウ	(イ)	消化ガス最低供給量 950万 Nm ³ 平成15年4月～平成16年3月において...	消化ガス最低供給量 1,030万 Nm ³ 平成18年4月～平成19年3月において...
3	第1	2	(1)	ク		設備の燃料として、消化ガス以外の燃料を	設備の燃料として、 <u>始動時に</u> 消化ガス以外の燃料を
4	第1	2	(2)	ケ		ケ 供給電力単価 基準発電単価（東京電力より購入を想定した場合の電力単価）を下回ること。	ケ 電力単価 12.7円/kwh 以下
4	第1	2	(3)	ア		横浜市は必要な分だけPFI事業者より温水（もしくは蒸気）による熱供給を受ける。横浜市には熱の引き取り義務はなく、熱の余剰分についてはPFI事業者の責任と負担で処理するものとする。	PFI事業者は横浜市が必要とする温水（もしくは蒸気）による熱供給を行う。熱の余剰分についてはPFI事業者の責任と負担で処理するものとする。また、PFI事業者は3・4号焼却炉熱回収設備による温水供給を無償で利用することができる。
4	第1	2	(3)	ウ			（追加） イ、ウを合わせた各月の必要熱量は様式5-4-3に提示した熱量の110%を目安とすること。

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
4	第1	2	(3)	カ			(追加) カ その他 3・4号焼却炉熱回収設備の温水 (ア) 供給温度 約70 (イ) 供給水量 約13.2m ³ /時 (ウ) 供給熱量 約1,200MJ/時
5	第1	2	(6)	イ		提案においては平成15年度実績単価417円/m ³ を用いること。	提案においては平成18年度実績単価415円/m ³ を用いること。
5	第1	2	(6)	ウ		(ウ) 下水処理水 PFI事業者は、下水処理場で処理された処理水を、...PFI事業者が横浜市から下水処理水の供給を受ける場合は、	ウ 下水処理水・ろ過水 PFI事業者は、水再生センターで処理された処理水・ろ過水を、...PFI事業者が横浜市から下水処理水・ろ過水の供給を受ける場合は、...
5	第1	2	(6)	エ		上水および下水道処理水の使用に伴い発生する汚水は、...	上水、下水道処理水及びろ過水の使用に伴い発生する汚水は、...
5	第1	2	(6)	エ		下水道使用料は、横浜市下水道条例昭和48年横浜市条例37号)別表第1に従うものとする。提案においても同表に従って試算を行うこと。	下水道使用料については、横浜市下水道条例昭和48年横浜市条例37号)第22の規定による減免を検討しているが、提案においては同条例別表第1に従って試算を行うこと。
7	第2	2				平成17年度着手。平成19年度中に新規発電設備の全面供用開始とする。	平成20年度着手。平成22年4月1日までに新規発電設備の全面供用開始とする。
8	第2	4	(5)			...センターで信号を...	...横浜市で信号を...
8	第2	6				「建築設備の耐震安全性設計用標準水平震度と施設の分類基準(横浜市建築局)」	「建築設備の耐震安全性設計用標準水平震度と施設の分類基準(横浜市まちづくり調整局)」

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
10	第3	1	(1)	イ		維持管理・運営準備期間契約の締結日から1ヶ月間)終了の翌日から当該設備償却期間終了日まで	平成22年4月1日から当該設備償却期間終了日まで
10	第3	1	(1)	旧(ウ)			(削除)
10	第3	1	(1)	ウ 旧(エ)		(エ) 発電機棟：維持管理・運営期間中維持管理・運営準備期間終了の翌日から契約終了日まで)	ウ ガス発電機棟のうち必要部分 (ア) 範囲 PFI事業者は、更新建設する設備構成等に応じて、ガス発電機棟の建物部分及び建物付帯設備のうち横浜市よりもPFI事業者が運営・維持管理を行う方が合理的と考えられる部分について提案し、当該部分の運営・維持管理を行う。PFI事業者が運営・維持管理を行う方が合理的と考えられる部分とは下記のとおり。 a PFI事業者が発電設備の更新建設に伴って設置・交換・改造したガス発電機棟内の建物部分及び建物付帯設備。 b a以外で、ガス発電機棟のうち電力・温水供給業務を実施するためにPFI事業者が使用することが必要なガス発電機棟内の建物部分及び建物付帯設備。 (イ) 期間 維持管理・運営期間中
10	第3	3	(1)			事業期間に渡り、下記ア～カの水準を保ち...	事業期間に渡り、 <u>ガス発電機棟のうちPFI事業者が保守管理を担当する建物部分及び建物付帯設備について、下記ア～ウの水準を保ち...</u>
10-11	第3	3	(1)			(ア) (イ) (エ)	(削除)
10-11	第3	3	(1)-(5)				各タイトルの「業務」を削除

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
11	第3	4				更新建設期間中における既設発電設備の保守点検等維持管理業務のうち、PFI事業者が必要と判断した場合には、既設発電設備の納入企業に既設発電設備の保守管理業務を委託することができる。取り合い工事以降の更新対象外既設発電設備の保守管理業務についても同様とする。	PFI事業者は必要と判断した場合には、更新建設期間終了後、既設発電設備の納入企業に更新対象外既設発電設備の保守管理業務を委託することができる。
11	第3	5	(1)				(追加) (1) 更新建設期間中における横浜市との業務並行期間について更新建設期間中における既設発電設備の保守点検等維持管理業務は横浜市が行うため、横浜市とPFI事業者の運営・維持管理業務が並行的に行われる期間が存在する。PFI事業者は横浜市と事前に協議を行い、互いの業務に支障を来さないように十分に留意すること。
12	第3	5	(2) 旧7			ア 事業期間終了時の状態	(2) 事業期間終了時の状態
12	第3	5	(3) 旧1			イ 設備の運転時間の配分について	(3) 設備の運転時間の配分について
13	第4	1	(2)	表			(表を更新)
13	第4	1	(3)			以下の項目は常時監視を行い、環境保全局へデータ伝送すること。	以下の項目は常時監視を行い、 <u>環境創造局</u> へデータ伝送すること。